

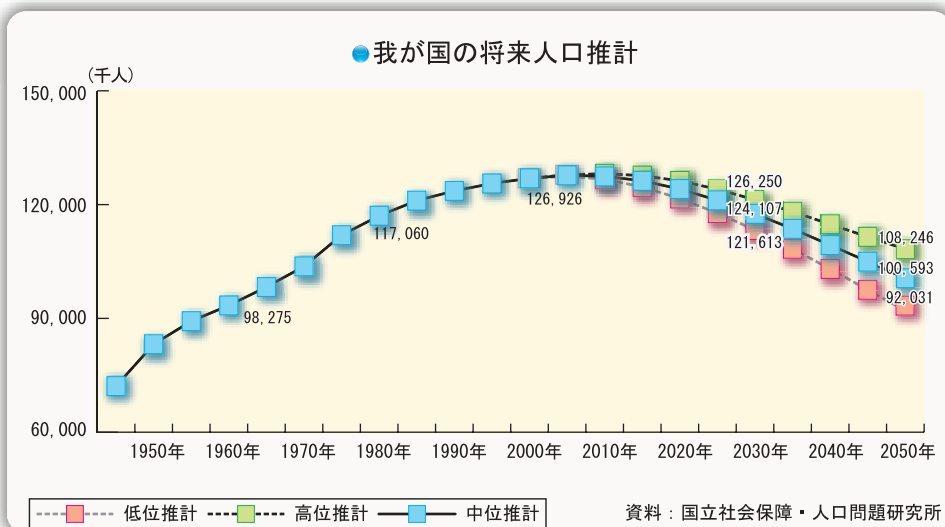
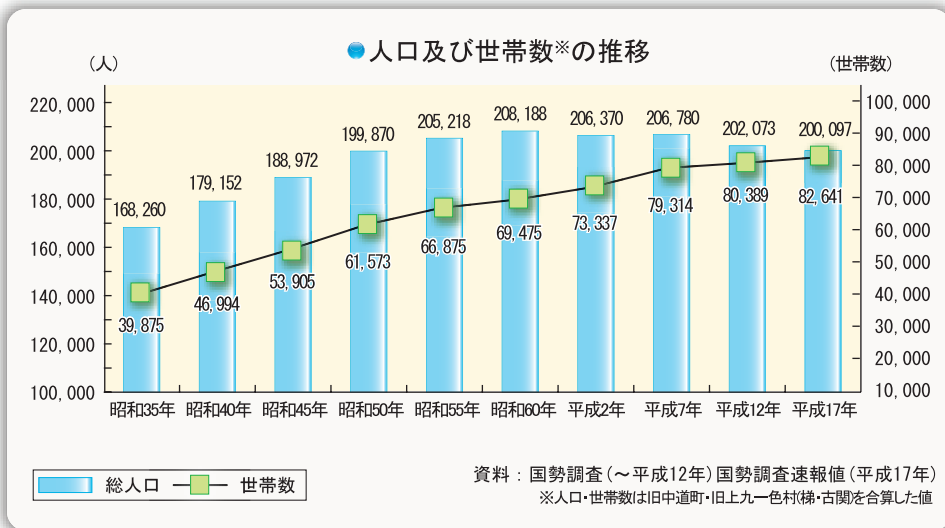
## 2 時代の潮流



### 人口減少時代の到来

国の公式推計によると、少子化の進展などの影響により我が国は総人口が減少していく「人口減少社会」を迎えることになり、平成18年(2006年)をピークに2050年までに約2,700万人が減少し総人口は1億59万人になると推計されています。

甲府市における、国勢調査に基づく人口の推移を見ると、昭和60年の208,188人をピークに人口減少に転じ、平成17年10月1日現在の人口(国勢調査速報値)では200,097人に減少しています。また、将来においてもこの状況は続く傾向にあり、総合計画の目標年度の平成27年度には約191,700人と推計されるため、将来の人口規模や年齢構成に即した住民サービスのあり方などの検討が必要となっています。





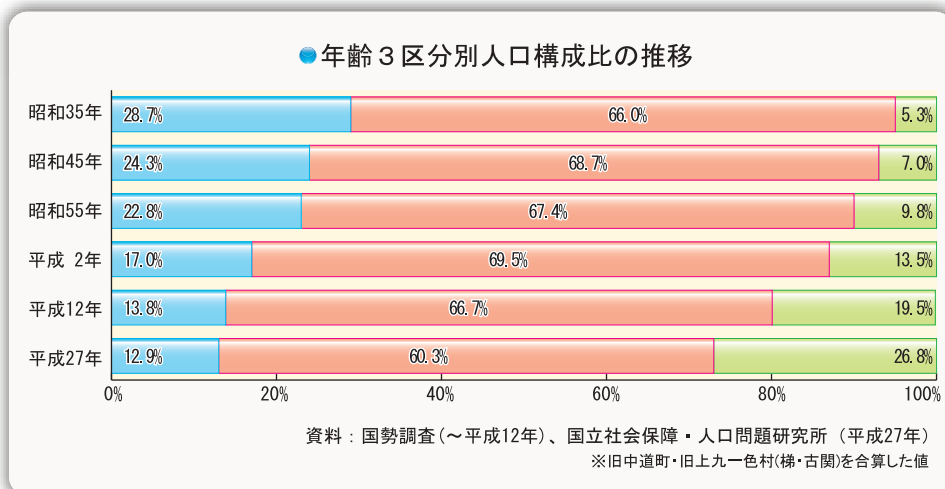
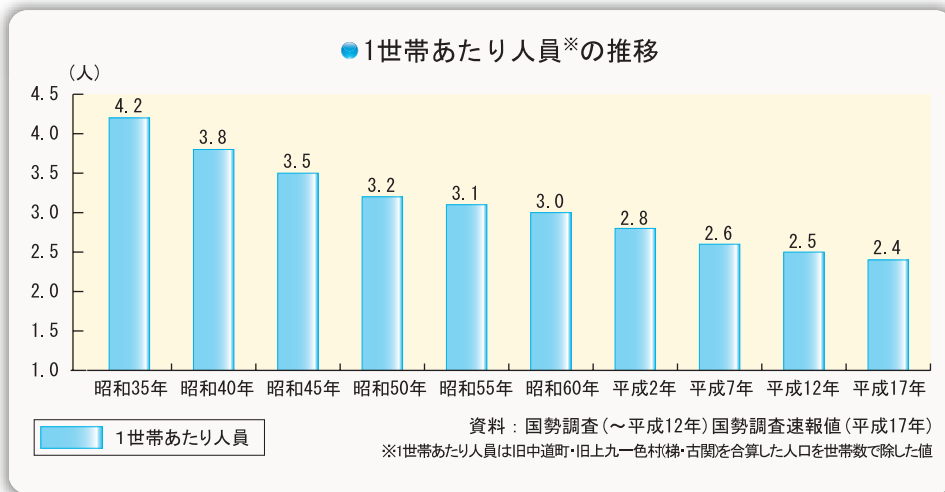
## 少子・高齢化の進展

現在、我が国では急速に進む少子化が大きな課題となり、福祉・医療・介護保険や年金制度など社会保障を支える次世代の人口が減少しています。

出生率の低下による1世帯あたり人員の減少傾向が続くなか、甲府市における年少人口割合は、平成12年では13.8%であったものが平成27年では12.9%まで低下し、山梨県全体と比較しても早い速度で減少傾向が続き、長期的な少子化の進行が予測されます。

また、このような少子化の急速な進行への危機感から、国においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成を目的とした「次世代育成支援対策推進法」が平成15年に制定され、これを受けて甲府市は行動計画を策定しました。

一方、高齢化の状況を見ると、甲府市の老年人口割合は、平成12年では19.5%であったものが、平成27年では26.8%になり、65歳以上の人口が約3割を占めると予想されます。この急激な高齢化はあらゆる分野に影響を与えるものと考えられます。特にこれから団塊の世代が退職期を迎え、人口構造が変化することから、医療制度や年金制度は大きな転換期を迎えることとなります。





## 災害・犯罪などによる社会不安の増大

平成7年の阪神・淡路大震災では、過密都市での火災の発生やマンションの崩壊などによる被害の拡大とともに、交通網やライフライン\*の脆弱さが指摘されました。その後、全国的に「地域防災計画」の見直しや建築物・構造物の耐震診断、耐震改修が進められ防災対策が強化されてきました。

しかし、平成16年10月の新潟県中越地震では各地で土砂崩れや河川の埋没などの自然災害が多発し、大きな被害をもたらしました。

また、近年においては、地球温暖化などの影響と思われる天候不順がつづき、平成15年の長期にわたる冷夏が翌年には一転して観測史上まれにみる猛暑となったり、大型台風が数多く上陸するなど、自然災害の脅威は以前にも増して懸念材料となっています。

甲府市は、曽根丘陵第四紀断層群、甲府愛川複合断層群などの活断層\*が確認されている地域であり、東海地震防災対策強化地域及び「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」の対象地域にも指定されています。このような自然災害が地域経済や市民生活に与える影響を考えると、様々な災害を想定した予防対策の強化や、市民の防災意識の向上などが重要で、より一層の災害への取り組み強化が必要となっています。

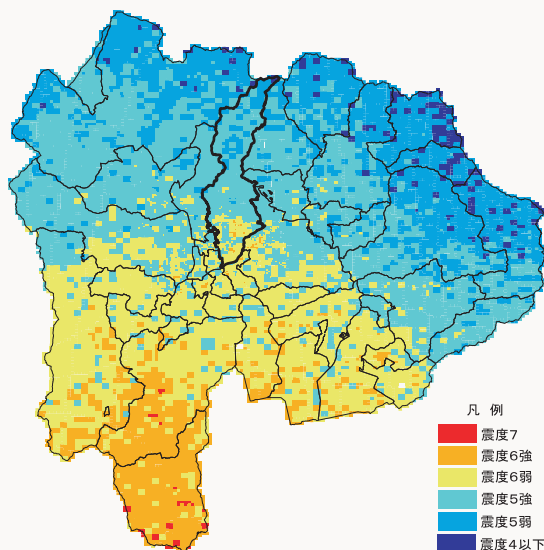
さらに、景気の低迷などによる社会状況の悪化により、子どもや高齢者に対する犯罪が凶悪化、巧妙化していることから社会不安が増大しています。

今後は、安全で安心に暮らせるまちづくりを行うため、市民・行政・防犯関係者が一体となった地域社会の形成を図ることが求められています。

### 山梨県東海地震被害想定調査報告書 (平成17年山梨県策定)

#### ● 想定震度分布図

中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」において検討された新たな想定震源域を踏まえ、平成17年山梨県では東海地震被害想定調査を実施しました。中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」での検討結果をもとに、マグニチュード8.0の規模の東海地震による山梨県への影響について科学的に把握し、被害の想定を行ったものです。





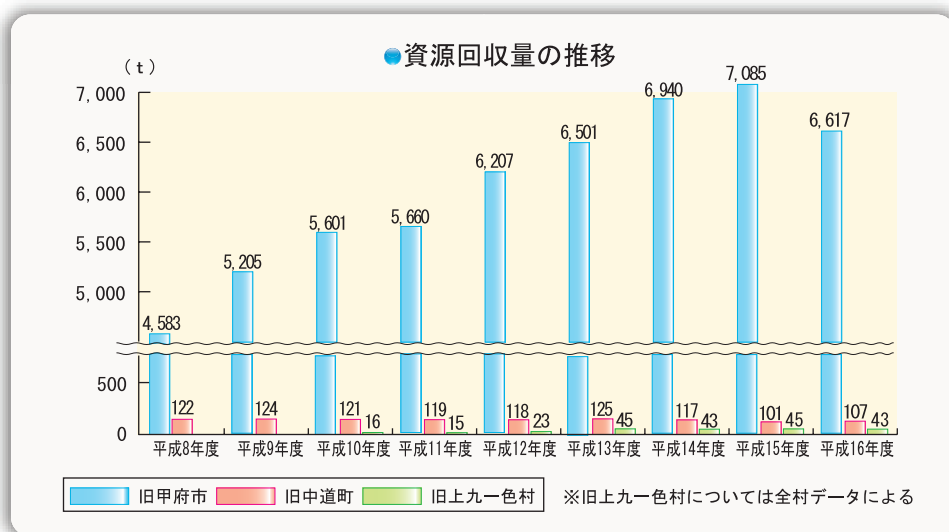
## 循環型社会への転換

今日、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨による森林被害など地球規模での環境問題が深刻化しています。国の地球環境問題への取り組みは、「環境基本法」の制定、「京都議定書」におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減を目的とした「新たな地球温暖化対策推進大綱」の策定などにより積極的に推進され、新たに「第三次環境基本計画」の策定も予定されています。

これからの環境問題への対応は、地域環境から地球環境までの取り組みを総合的にあらゆるレベルで展開していくことが重要であることから、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を見直し、環境共生型のライフスタイルに移行することにより、環境負荷の少ない持続可能な「循環型社会\*」への転換を図り、次世代に安全で良好な環境を引き継いでいく必要があります。

甲府市においては、平成13年に「環境基本条例」を制定するとともに、「地球温暖化対策推進計画」を策定しました。平成15年には「地域新エネルギービジョン」を包括する「環境基本計画」を策定し、市民・事業者との協働のもと環境行政を推進しています。

また、取り組みの成果として平成12年4月の「容器包装リサイクル法\*」、平成13年4月の「家電リサイクル法\*」の施行に伴う適正な排出方法の周知徹底などにより、ごみの年間総収集量は平成10年をピークに減少傾向にあります。一方、資源回収量については、市民のごみ減量と資源化に対する意識が高まり増加傾向にあります。今後さらに循環型社会に向けた取り組みの強化を図る必要があります。





## 情報化の進展

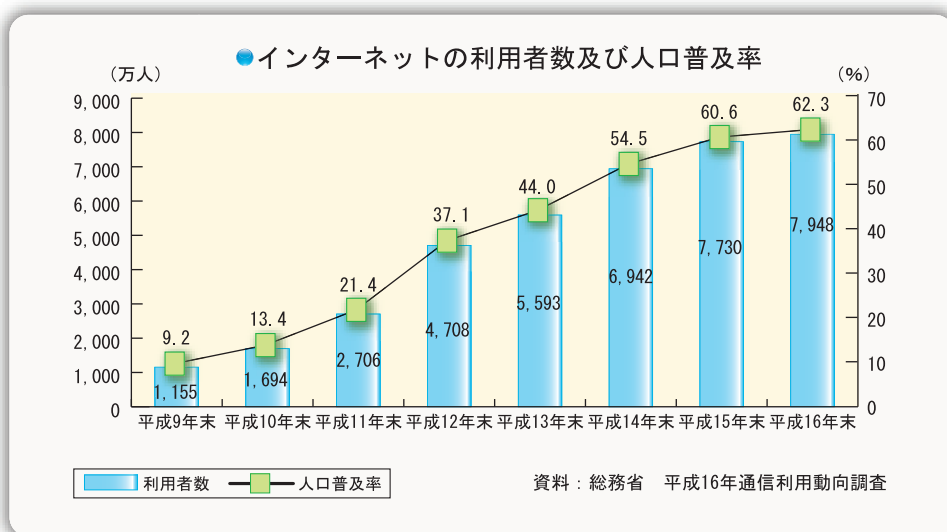
近年のインターネットの普及を背景に、経済活動や教育、医療、防災など社会生活全般にわたる分野でデジタル化やネットワーク化が急速に進展するなか、高度化する情報通信技術を活用した行政サービスの向上に対する期待も一段と高まっています。

また、情報ネットワークを活用することにより、行政や市民が時間や距離の隔たりを意識することなく、情報を自発的に受発信し、双方向コミュニケーションによる多様な情報の交流が可能になるため、国や自治体、そして住民が相互に連携した電子政府・電子自治体\*の構築が強く求められています。

こうしたなか、県内自治体においては、総合行政ネットワークや住民基本台帳ネットワークへの接続が図られるとともに、県・市町村共同アウトソーシング\*事業として電子申請届出システムの運用も平成16年4月から開始されるなど、住民の利便性向上に向けた情報通信環境の整備が加速しています。

また、住民における行政情報の入手を容易にし、住民の意思をよりの確に施策へ反映する方策として、ICT\*を活用した情報提供のあり方や建設的な民意形成に向けた手法などについても、行政への住民参画の促進を図る新たな取り組みとして、その具体化が求められています。

今後、高齢社会を踏まえたデジタルデバイド\*の是正を図る情報バリアフリー\*環境の整備など、「いつでも・どこでも・何でも・だれでも」利用可能なユビキタス社会\*を目指し、市民サービスの質的向上のほか、経費の節減や業務改革による効率化、情報セキュリティ対策や個人情報保護対策の推進、さらにはIT\*関連地場産業をはじめとする新需要創出も視野に入れた、総合的かつ効果的な情報政策の展開が必要となっています。





## 都市の再生

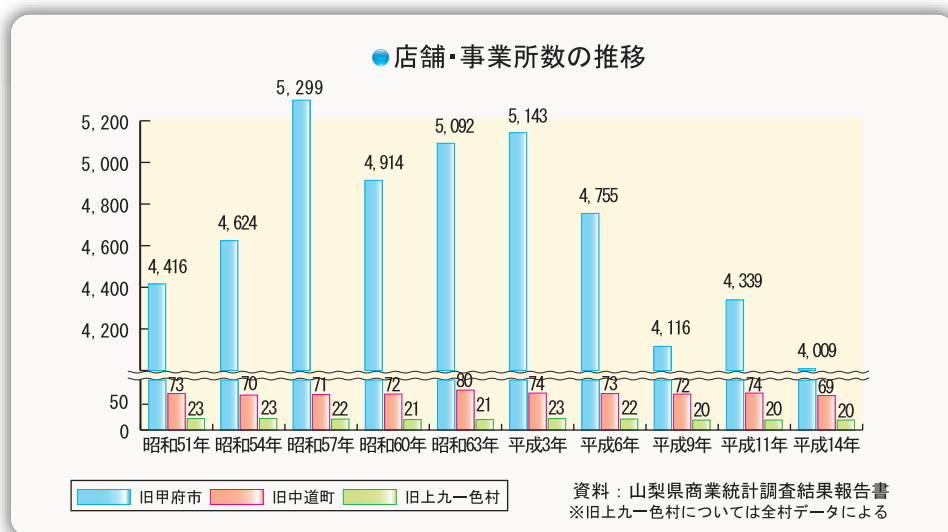
甲府市をはじめとする県庁所在地は、官公庁、教育・文化、福祉・医療施設など、充実した高次都市機能が集積しています。そして、政治・行政・地域経済など様々な分野の中心地である中心市街地と市街地の拡大による周辺の住宅地によって拠点都市を形成してきました。

しかし、これらの都市の多くは、中心市街地における歴史的な道路形態、居住環境がもたらす諸問題並びにモータリゼーション\*の進展、ライフスタイルの変化を背景とした人口の流出などにより、都市機能の低下が深刻な問題となっています。

そのため、全国各地では拠点都市における都市機能の再生による充実強化と中心部の求心力の回復、都市間競争に耐え得る魅力的な都市の形成を官民共通の課題としてとらえ、市民・企業と行政が協働のまちづくりを進めることで地域を再生し、都市の活力を蘇らせる試みが始まっています。

また、国ではこのような状況に対応するため地域の創意工夫を活かしつつ「市街地の整備改善」・「商業等の活性化」に向けて、民間の資金やノウハウを活用したまちづくりへの支援など、総合的・一体的な対策を講じています。

甲府市が県都として、豊かで良質な自然環境のもと、県内全体の経済・文化の中心的役割を果たしながら市民生活の質的充実と未来を支える都市づくりを行うためには、自然環境との共存を図りつつ市街地における土地の高度利用などによる都市機能の再構築や周辺地域における交通環境の改善、地域情報化の推進など新たな時代に対応した都市基盤の整備や各種産業の振興などを推進することにより市街地の活力を市域全体の活力へと波及させ、活力のある県都“甲府”の都市再生が求められています。







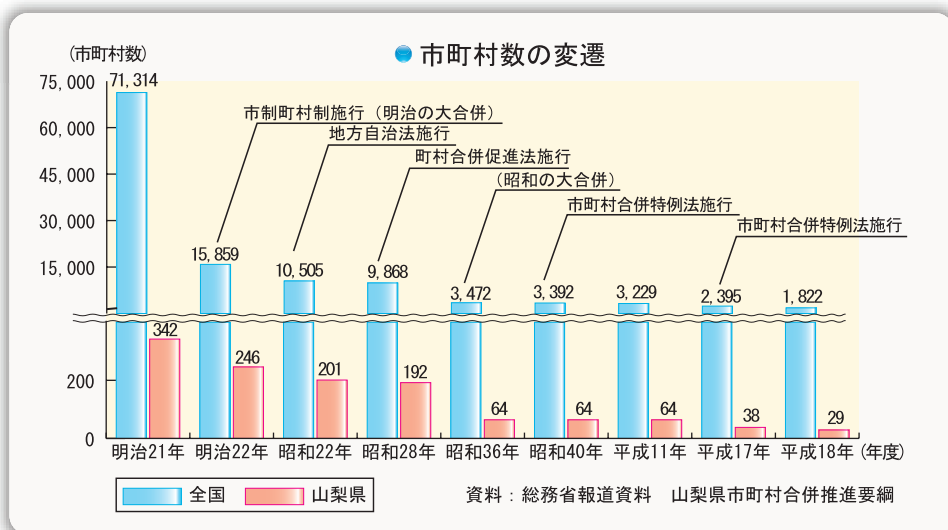
## 地方自治変革期の到来

地方分権改革は、「変動する国際社会への対応」、「多極分散型\*の国土形成」、「個性豊かな地域社会の形成」、「少子・高齢社会への対応」などを課題解決の方向性とし推進されています。

今次の地方分権改革は第1次分権改革であり、続いて第2次、第3次の分権改革を断行しなければならないとしています。

第1次分権改革の成果は、国による自治体への関与の縮小と多くの自治体の合併が成立したことです。第2次分権改革の焦点は、自治体への権限移譲の拡大と税財源の移譲です。このことは、住民の最も身近な基礎自治体(市町村)が、全国一律でなく、地域のニーズにあった個性ある行政サービスの提供が行えるようにするもので、自らの意思決定と自己責任において自治体経営を行うための地方税財源の充実確保とその実現に必要な関連処方策といえます。しかしながら、人口減少や景気の低迷、地方分権化に伴う地方交付税の削減などにより大幅な税財源の増加は期待できません。

このようななかで、地方自治体においては厳しい財政状況が続き、少子化対策や本格的な高齢社会の到来に伴う保健・福祉・医療などの占める割合が今後ますます増加していくことが予想されることから、効率的な財政運営のもと、地域のニーズにあった良質な行政サービスを提供するための行財政改革が求められています。





## 協働領域の拡大、住民自治時代の到来

高度経済成長の時代には、人口増加や右肩上がりの税財源を背景に、行政サービスに対する住民要望は増え続け、行政はその守備範囲を拡大しながら、住民の要望に応えるよう努力してきました。その結果、行政サービスはより便利で快適な住民生活を実現するために常に肥大化してきました。その後、バブル経済\*の崩壊に伴う厳しい経済情勢や深刻な少子・高齢化など、社会情勢は一変し、これまでのような行政運営には限界が生じてきています。

そこで、自治の精神である「自助」「互助」「公助」に基づき、時代にあった行政の役割はどこまでなのか、市民が担うべき役割は何か、といったことを改めて問い直す時期にきています。

国においても、地方分権化の拡大に伴い、「特定非営利活動促進法」(NPO法\*:平成10年12月)や「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法\*:平成11年9月)、平成14年度には構造改革特区制度\*などが次々と制定されています。

また、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設管理が民間事業者に開放されるなど、「民でできるものは民で」を合言葉に、各種構造改革をはじめ、様々な規制緩和が進められています。

市民と行政のあり方についても、地域コミュニティ\*やまちづくりをはじめ様々な分野への関心の高まりと市民の参画がますます期待されるなど、市民・NPO\*・事業者等と行政による「協働」の領域が拡大しています。

甲府市では、このような状況に対応し、協働のまちづくりを推進するための指針として、平成16年に「甲府市の協働によるまちづくりに関する基本方針」を策定しました。

今後、協働によるまちづくりを進めるにあたり、市民・民間と行政のパートナーシップ\*を前提として、それぞれの役割分担を明確にし、協働領域の拡大に対応するシステムの確立・強化を図る必要があります。

